

新型コロナウイルス感染症の影響により納付困難な方の相談の状況

債権名	相談者の主な業種	主な相談内容
市税 相談件数 3,539 件 (3月23日～6月30日)	飲食業、イベント業、ホテル、ホテルや学校への食品納入業、旅行代理店、レジャー事業、不動産賃貸業、総合工事業、学習塾、タクシー運転手、英会話・塾講師など	・ イベントの延期及び中止に伴う事業収入が減少したことにより納付が困難 ・ レジャー事業・飲食業における営業の自粛、及び外出自粛による来客数の減少に伴う営業収入の減少により、納付が困難 ・ これらに伴い、従業員の給与や報酬などの収入が減少し、納付が困難
国民健康保険料	飲食業、ホテル、タクシー運転手、運送業、建設業、塗装業、イベント業、旅行代理店、介護施設職員、警備員、小売業、委託業務、パート、アルバイトなど	・ 営業の自粛及び外出自粛による来客数の減少に伴う営業収入の減少によって納付が困難 ・ これらに伴い、従業員の給与や報酬などの収入が減少し、納付が困難 ・ 引き受ける仕事が減ったことで勤務を減らされたもしくは解雇されたことにより納付が困難 ・ 子どもの面倒をみるため勤務できず、収入が減ったため納付が困難 ・ イベント業等で企画が中止になり収入が入ってこず納付が困難 ・ 介護施設の利用者が激減し、シフトに入れず納付が困難 ・ 海外からの物資受入が滞り、仕事が進まず収入減により納付が困難 ・ 解雇されてはいないが、仕事に来なくていいといわれたため、収入がなく納付が困難 ・ 工事業を営んでいるが、受注がなく収入がないことから納付が困難 ・ 元請会社からの委託業務が無くなり無収入となってしまったため納付が困難
介護保険料	飲食業、タクシー運転手、警備員など	・ 飲食業における営業の自粛、及び外出自粛による来客数の減少に伴う営業収入の減少により、納付が困難 ・ 外出自粛によるタクシー利用客の減少に伴う収入の減少により、納付が困難

債権名	相談者の主な業種	主な相談内容
後期高齢者医療保険料 相談件数 69 件以上 (3 月～6 月)	飲食業、タクシー運転手、サービス業(クリーニング店)、輸出関連、介護サービス業、飲食卸売業、不動産業(大家)、パチンコ店警備員、塗装業、清掃業、レジャー事業、麻雀荘、マッサージ店、設計事務所、建材運搬業、人材派遣など	・保険料の減免制度等の問い合わせ ・就労時間減少により収入が減少したため納付が困難 ・営業自粛に伴う給与収入の減少により納付困難 ・飲食店の営業自粛に伴い、卸売業の営業収入減少により納付困難 ・外出自粛等による新規入居者の減少および現入居者の収入減少による家賃支払い困難者が増加した結果、家賃収入減少により納付困難 ・競輪の開催中止のため収入が減り、納付が困難 ・客数の減少による事業廃止のため納付困難 ・休業による売り上げ等収入の減少により納付困難 ・営業方針の変更(75 才以上は解雇)に伴う収入減少により納付が困難 ・会社からの休業要請を受け、収入激減 ・事業収入が昨年比 75%減 ・取引先からの依頼の減少に伴う収入減により納付困難 ・退職による収入減 ・外出自粛要請に従うため、また、感染予防のため外出を控えることからコンビニ等での納付書払いが困難(集金を希望)
上下水道料金 相談件数 880 件(3 月 23 日～6 月 15 日)	飲食業、ホテル、レジャー施設、浴場、スイミングスクール、工場、製造業、不動産関係業など	・レジャー事業・飲食業・宿泊業における営業の自粛、及び外出自粛による来客数の減少に伴う営業収入の減少による料金の支払猶予の相談 ・休業などにより収入が減少し、納付が困難 ・製造業でコロナ影響により取引先が休業し、資金繰りが悪化したため納付が困難
使用料・貸付料	飲食業、ブライダル、卸売業など	・来客数の減少に伴う営業収入の減少により、納付が困難 ・イベントの延期及び中止に伴う事業収入が減少したことにより納付が困難